

令和7年第1回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

議案参考資料

愛知県後期高齢者医療広域連合

目 次

同意第 1 号関係	副広域連合長の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
同意第 2 号関係	監査委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
同意第 3 号関係	監査委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
承認第 3 号関係	令和 7 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 1 号) の専決処分について・・・・・・・・	7
承認第 4 号関係	愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一 部を改正する条例の専決処分について・・・・・・・・	9

略 歴 書

現 住 所 愛知県津島市百島町字居屋敷73番地

ひ び かずあき
日 比 一 昭

昭和28年3月30日生

略 歴

平成15年5月	}	津島市議会議員
平成15年7月		
平成19年5月	}	津島市議会議員
平成23年4月		
平成23年5月	}	津島市議会議員
平成26年4月		
平成26年4月	}	津島市長
平成30年4月		
平成30年4月	}	津島市長
令和4年4月		
令和4年4月	}	津島市長
現 在		

略 歴 書

現 住 所 岩倉市下本町天神塚 77 番地 1 シャトレ愛松岩倉 404 号室

ふなと しゅん
船戸 淳

昭和 30 年 2 月 4 日生

略 歴

平成 19 年 4 月	}	愛知県後期高齢者医療広域連合事務局次長
平成 21 年 3 月		
平成 21 年 4 月	}	名古屋市健康福祉局職員課長
平成 24 年 3 月		
平成 24 年 4 月	}	名古屋市健康福祉局生活福祉部長
平成 25 年 3 月		
平成 27 年 6 月	}	社会福祉法人なごや福祉施設協会施設長
令和 2 年 3 月		
令和 3 年 8 月	}	愛知県国民健康保険団体連合会代表監事
令和 5 年 7 月		
令和 3 年 8 月	}	愛知県後期高齢者医療広域連合代表監査委員
現 在		
令和 5 年 8 月	}	愛知県国民健康保険団体連合会代表監事
現 在		

略 歴 書

現 住 所 愛知郡東郷町大字和合字前田15番地

たかぎ けいこ
高木 佳子

昭和38年10月26日生

略 歴

平成31年4月	}	東郷町議会議員
令和5年4月		
令和5年4月	}	東郷町議会議員
現 在		
令和7年6月	}	愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員
現 在		

令和7年度一般会計補正予算（第1号）について

1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
2,487,678	125,180	2,612,858

2 歳入歳出補正額総括表

[歳入] (千円)

科 目	補 正 額	節		説 明
		区 分	金 額	
(款)2 国庫支出金 (項)1 国庫補助金 (目)1 民生費補助金	125,180	1 老人福祉費補助金	125,180	調整交付金
歳入補正額計	125,180			

[歳出] (千円)

科 目	補正額	補正額の財源内訳		節		説 明
		特定財源	一般財源	区 分	金 額	
(款)3 民生費 (項)1 社会福祉費 (目)1 老人福祉費	125,180	国県支出金 125,180	0	11 役務費	125,180	通信運搬費
歳出補正額計	125,180	125,180	0			

3 補正内容事項別説明

[歳入]

〔(款)2 国庫支出金 (項)1 国庫補助金 (目)1 民生費補助金〕

民生費補助金 125,180 千円

資格確認書の暫定運用延長の周知を含め、マイナ保険証の利用促進を図る目的で、国の要請により全被保険者宛てに制度周知用リーフレットを送付するための費用の財源として、国の調整交付金を増額補正するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 老人福祉費補助金	237,773	125,180	362,953

[歳出]

〔(款)3 民生費 (項)1 社会福祉費 (目)1 老人福祉費〕

老人福祉費 125,180 千円

資格確認書の暫定運用延長の周知を含め、マイナ保険証の利用促進を図る目的で、国の要請により全被保険者宛てに制度周知用リーフレットを送付するための費用の不足が見込まれるため、所要額の増額補正をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
11 役務費	2,356	125,180	127,536

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that proper record-keeping is essential for ensuring the integrity and transparency of the financial system. This section also outlines the various methods used to collect and analyze data, highlighting the role of technology in modern accounting practices.

2. The second part of the document focuses on the challenges faced by organizations in implementing effective financial controls. It identifies common pitfalls and provides practical advice on how to overcome them. This section also discusses the importance of regular audits and the role of internal control systems in preventing fraud and errors.

3. The third part of the document explores the impact of external factors on financial performance. It examines how changes in the market environment, such as interest rate fluctuations and inflation, can affect an organization's financial health. This section also discusses the importance of staying up-to-date on industry trends and regulations to ensure compliance and competitive advantage.

4. The fourth part of the document discusses the role of financial reporting in providing stakeholders with accurate and timely information. It outlines the various types of financial statements and the importance of ensuring their accuracy and reliability. This section also discusses the importance of clear communication and transparency in financial reporting, as well as the role of external auditors in verifying the accuracy of the data.

5. The fifth part of the document focuses on the importance of financial planning and budgeting. It discusses how these tools can help organizations set realistic goals and allocate resources effectively. This section also discusses the importance of regular monitoring and adjustment of the budget to ensure that the organization remains on track and achieves its financial objectives.

6. The sixth part of the document discusses the importance of financial risk management. It identifies various types of financial risks, such as credit risk and market risk, and provides strategies for mitigating them. This section also discusses the importance of having a clear risk management policy and the role of insurance in protecting the organization's assets.

7. The seventh part of the document discusses the importance of financial innovation. It explores how new technologies and business models are changing the way financial services are delivered. This section also discusses the importance of staying up-to-date on the latest trends and innovations in the financial industry to ensure that the organization remains competitive and relevant.

8. The eighth part of the document discusses the importance of financial ethics. It outlines the various ethical considerations that arise in financial transactions and provides guidance on how to make ethical decisions. This section also discusses the importance of having a strong ethical culture within the organization and the role of leadership in promoting ethical behavior.

9. The ninth part of the document discusses the importance of financial sustainability. It examines how organizations can ensure that they are able to maintain their financial health over the long term. This section also discusses the importance of having a clear sustainability strategy and the role of financial planning in achieving this goal.

10. The tenth part of the document discusses the importance of financial transparency. It outlines the various ways in which organizations can increase transparency in their financial reporting and operations. This section also discusses the importance of having a clear policy on transparency and the role of external stakeholders in promoting transparency.

愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

国家公務員の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）の施行等を踏まえ、経済社会情勢の変化に対応するとともに旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直し等を行うため、愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正するもの。

2 主な改正内容

(1) 特急利用制限の廃止

急行料金及び座席指定料金につき、従来は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道80キロメートル以上のものに限り支給されていたが、この規定を廃止するもの。

(2) 宿泊費

従来の定額支給から実費支給に改正し、宿泊地の区分ごとに基準額を設けるとともに、基準額を超える場合も、旅行命令権者の判断による実費支給を可能とする。

(3) 食卓料及び旅行雑費の廃止

従来、定額支給とされていた食卓料（内国旅行2,600円、外国旅行6,300円）及び旅行雑費（内国旅行1日200円）を、いずれも廃止する。

(4) 転居費及び家族移転費

転居費を定額支給から実費支給に見直すとともに、家族移転費について、従来の扶養親族を対象とするものから、赴任を命ぜられた日において同居している家族を対象とするものに改正する。

3 施行日

公布の日

4 専決処分とする理由

国家公務員の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）が施行

されたことを踏まえ、旅費条例の改正について、令和7年4月1日に施行する必要がある、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直し等を行うことで現行の旅費の事務に伴う対応を速やかに行う必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により条例の一部改正を行うものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年広域連合条例第22号）

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条— <u>第7条</u> ）	第1章 総則（第1条— <u>第13条</u> ）
第2章 <u>旅費の種目及び内容</u> （第8条— <u>第19条</u> ）	第2章 <u>内国旅行の旅費</u> （第14条— <u>第26条</u> ）
第3章 雑則（ <u>第20条—第29条</u> ）	第3章 <u>外国旅行の旅費</u> （第27条— <u>第37条</u> ）
附則	第4章 雑則（ <u>第38条—第40条</u> ）
（用語の意義）	附則
第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	（用語の意義）
(1)～(3) （略）	第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(4) （略）	(1)～(3) （略）
(5) 出張 職員_____又は職員以外の者が公務のため_____旅行することをいう。	(4) <u>県内旅行</u> 内国旅行のうち、全経路が <u>県内の地域にある旅行</u> をいう。
(6) （略）	(5) <u>県外旅行</u> 内国旅行のうち <u>県内旅行以外の旅行</u> をいう。
(7) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその <u>家族</u> _____又はその遺族が生活の <u>根拠地</u> となる地に旅行することをいう。	(6) （略）
(8) <u>家族</u> _____ 職員の配偶者（ <u>婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。</u> ）、子（ <u>配偶者の子を含む。</u> ）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で <u>職員と生計を一にする</u> _____ものをいう。	(7) 出張 職員が <u>公務のため一時その在勤公署を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行</u> することをいう。
(9) （略）	(8) （略）
	(9) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその <u>扶養親族</u> 又はその遺族が生活の <u>根拠地</u> となる地に旅行することをいう。
	(10) <u>扶養親族</u> 職員の配偶者（ <u>届出をしないが_____事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。</u> ）、子_____、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で <u>主として職員の収入によって生計を維持しているもの</u> をいう。
	(11) （略）

改正後	改正前
<u>10 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、広域連合と旅行役務提供契約(旅行者等が広域連合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、広域連合が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。</u> (旅費の支給) 第3条 (略) 2～4 (略) 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)</u>を受け、又は死亡した場合<u>その他規則で定める場合には</u> _____ 、 当該旅行のため既に支出した金額_____ _____ のうちその者の損失とな る金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中_____ _____ 天災その他広域連合長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に	<u>2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。</u> (旅費の支給) 第3条 (略) 2～4 (略) 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者<u>(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)</u>が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)<u>され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失とな</u> _____ _____ った金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中<u>交通機関の事故又は天災その他広域連合長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に</u>

改正後	改正前
相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した<u>旅費額の範囲内</u>で規則で定める金額を旅費として支給することができる。	相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した<u>旅費の範囲内</u>で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
<u>7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、広域連合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u>	
(旅行命令等)	(旅行命令等)
第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者(第2号に掲げる旅行については、当該旅行を依頼し、又は要求する者。<u>第23条</u>において同じ。)又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下<u>この条及び次条において「旅行命令等」という。</u>)によって行われなければならない。	第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者(第2号に掲げる旅行については、当該旅行を依頼し、又は要求する者。<u>第13条</u>において同じ。)又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「<u>旅行命令等</u>」という。)によって行われなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
2 (略)	2 (略)
3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等<u>の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。</u>	3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等<u>を変更する 必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを</u>変更することができる。
4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、当該旅行に関し必要な事項が記載された旅行命令書又は旅行依頼書(以下<u>この項において「旅行命令書等」という。</u>)を当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又は<u>その変更を</u>することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令書等を当該旅行者に提示しなければならな	4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを<u>変更する</u>には、当該旅行に関し必要な事項が記載された旅行命令書又は旅行依頼書(以下「<u>旅行命令書等</u>」という。)を当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又は<u>これを</u>変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令書等を当該旅行者に提示しなければならな

改正後	改正前
い。 (旅行命令等に従わない旅行) 第5条 旅行者は、<u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)</u>に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 2・3 (略)	い。 (旅行命令等に従わない旅行) 第5条 旅行者は、<u>公務の</u>必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。))に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 2・3 (略) (旅費の種類) 第6条 <u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費、移転料、扶養親族移転料、日当及び死亡手当とする。</u> 2 <u>鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u> 3 <u>船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u> 4 <u>航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u> 5 <u>車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。</u> 6 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u> 7 <u>食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u> 8 <u>旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額又は実費額により支給する。</u> 9 <u>移転料は、赴任(新たに採用された職員の赴任については、規則で定める職に充てるため採用された職員のものに限る。次項において同じ。)に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</u> 10 <u>扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。</u> 11 <u>日当は、外国旅行中の日数に応じ1日当</u>

改正後	改正前
<u>の精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。</u>	<u>の精算をしようとするもの</u> _____は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費_____の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額_____のうちその書類を提出しなかったため、その旅費_____の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給_____を受けることができない。
2・3 (略)	2・3 (略)
<u>第2章 旅費の種目及び内容</u> <u>(旅費の種目)</u> <u>第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、旅行雑費、転居費、家族移転費及び死亡手当とする。</u>	<u>(証人等の旅費)</u> <u>第13条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が広域連合長に協議して定める旅費とする。</u>
<u>(鉄道賃)</u> <u>第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> (1) 旅客運賃 (2) 急行料金 (3) 寝台料金	<u>第2章 内国旅行の旅費</u> <u>(鉄道賃)</u> <u>第14条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</u> (1) <u>その乗車に要する運賃</u> (2) <u>急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u> (3) <u>広域連合長等（広域連合長等に随行する職員を含む。以下この章及び次章において同じ。）が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</u> (4) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</u>

改正後	改正前
(4) <u>座席指定料金</u> (5) <u>特別車両料金（広域連合長等（広域連合長等に随行する職員で任命権者が広域連合長に協議して定めるものを含む。以下この条から第11条までにおいて同じ。）に限る。）</u> 2 <u>前項第1号に掲げる旅客運賃の額の上限は、旅客運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、広域連合長等又は一般職員の区分に応じて規則で定める等級の旅客運賃の額とする。</u> <u>（船賃）</u> 第10条 <u>船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> (1) <u>旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。次項において同じ。）</u> (2) <u>寝台料金</u> (3) <u>座席指定料金</u> (4) <u>特別船室料金（広域連合長等に限る。）</u> 2 <u>前項第1号に掲げる旅客運賃の額の上限は、旅客運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、広域連合長等又は一般職員の区分に応じて規則で定める等級の旅客運賃の額とする。</u> <u>（航空賃）</u> 第11条 <u>航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、</u>	2 <u>前項第2号に規定する急行料金及び同項第4号に規定する座席指定料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u> (1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道80キロメートル以上のもの</u> (2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの（船賃）</u> 第15条 <u>船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）</u>、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。 (1) <u>運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u> ア <u>広域連合長等については、上級の運賃</u> イ <u>一般職員については、中級の運賃</u> (2) <u>運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u> ア <u>広域連合長等については、上級の運賃</u> イ <u>一般職員については、下級の運賃</u> (3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u> (4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u> (5) <u>広域連合長等が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u> (6) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u>

改正後	改正前
<u>その額は、次に掲げる費用（第2号に掲げる費用は、第1号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> (1) <u>旅客運賃</u> (2) <u>座席指定料金</u> 2 <u>前項第1号に掲げる旅客運賃の額の上限は、旅客運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、広域連合長等又は一般職員の区分に応じて規則で定める等級の旅客運賃の額とする。</u> <u>（その他の交通費）</u> 第12条 <u>その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる額の合計額とする。</u> (1) <u>陸路（鉄道を除く。）による旅行に要する費用で次に掲げるもの（次号において「車賃」という。）の区分に応じそれぞれ次に定める額の合計額</u> ア <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する旅客運賃又は料金 当該旅客運賃又は料金の額</u> イ <u>旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合の当該旅行に要する費用 1キロメートルにつき自動車の燃料の価格その他の事情を勘案して規則で定める額</u> ウ <u>道路又は駐車場の料金（公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により道路又は駐車場の料金を必要とした場合に限る。） 当該料金の額</u> エ <u>アからウまでに掲げる費用を除く移動に直接要する費用として規則で定める費用</u> (2) <u>車賃を除く移動に直接要する費用と</u>	2 <u>前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u> <u>（航空賃）</u> 第16条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u> <u>（車賃）</u> 第17条 <u>車賃の額は、実費額による。ただし、県外旅行については、1キロメートルにつき37円とすることができる。</u> 2 <u>旅行命令権者の承認を受けて、自家用自動車を使用して旅行する場合には、車賃の額は、前項の規定にかかわらず、次に規定する額による。</u> (1) <u>1キロメートルにつき25円</u> (2) <u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により別に道路又は駐車場の料金を必要とした場合には、前号に規定する額のほか、現に支払った道路又は駐車場の料金の額</u> 3 <u>第1項ただし書に規定する車賃は路程ごとに、前項第1号に規定する車賃は全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分して計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u> 4 <u>路程（前項の規定により通算して計算する場合にあつては、当該通算した路程）に1キロメートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。</u> <u>（宿泊料）</u> 第18条 <u>宿泊料の額は、別表第1の定額による。</u> 2 <u>宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u> <u>（食卓料）</u>

改正後	改正前
<u>して規則で定めるものの額</u> <u>(宿泊費)</u> 第13条 <u>宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号。以下「令」という。)に定める国家公務員の宿泊費の額を勘案して広域連合長等又は一般職員の区分に応じて規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u> <u>(包括宿泊費)</u> 第14条 <u>包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u> <u>(宿泊手当)</u> 第15条 <u>宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、令に定める国家公務員の宿泊手当の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。</u> <u>(旅行雑費)</u> 第16条 <u>旅行雑費は、旅行に要する雑費とし、その額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1号アからエまでに掲げる各費用並びに同条第2号に規定する費用に付随する費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他旅行に必要なものとして規則で定める費用の額の合計額とする。</u> <u>(転居費)</u> 第17条 <u>転居費は、赴任(新たに採用された職員の赴任については、規則で定める職に充てるため採用された職員のものに限る。次条第1項において同じ。)に伴う転居に要する費用(同項第1号又は第2号に規定</u>	第19条 <u>食卓料の額は、別表第1の定額による。</u> 2 <u>食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</u> <u>(旅行雑費)</u> 第20条 <u>旅行雑費の額は、1日につき200円とする。</u> 2 <u>旅行雑費は、県内旅行については、在勤地及びその周辺の規則で定める市町村の存する地域における旅行以外の旅行のうち任命権者が広域連合長と協議して定める旅行に限り、支給する。</u> <u>(移転料)</u> 第21条 <u>移転料の額は、次に規定する額による。</u> (1) <u>赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の定額による額</u> (2) <u>赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u> (3) <u>赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)</u> 2 <u>前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異るときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</u> 3 <u>旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長する</u>

改正後	改正前
する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。 (家族移転費) 第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。 (1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の額の合計額に相当する額 (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。 (死亡手当) 第19条 死亡手当は、職員の外国における死亡(第3条第2項第6号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、令に定める国家公務員の死亡手当の額を勘案して規則で定める定額とする。	ことができる。 (扶養親族移転料) 第22条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。 (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額 ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料、食卓料及び旅行雑費の3分の2に相当する額 イ 12歳未満6歳以上の者については、その移転の際における職員相当の航空賃の全額、鉄道賃、船賃及び車賃の2分の1に相当する額並びに宿泊料、食卓料及び旅行雑費の3分の1に相当する額 ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の航空賃の全額(現に支払った場合に限る。)並びに宿泊料、食卓料及び旅行雑費の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算する。 (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、前条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

改正後	改正前
	<u>い。</u> (3) <u>第1号アからウまでの規定により宿泊料、食卓料及び旅行雑費の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u> <u>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子に移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</u> <u>第23条 削除</u> <u>(退職者等の旅費)</u> <u>第24条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u> <u>(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</u> <u>ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費</u> <u>イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</u> <u>(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</u> <u>(帰住者の旅費)</u> <u>第25条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した居住地から帰住地までの前職務相当の旅費とする。ただし、旧在勤地から当該職員が旧在勤地に赴任する前の在勤地まで</u>

改正後	改正前
	<u>の前職務相当の旅費の額を超えることができない。</u> <u>(遺族の旅費)</u> <u>第26条 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</u> <u>(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費</u> <u>(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費</u> <u>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第11号に掲げる順序により同順位者がある場合には、年長者を先とする。</u> <u>3 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、第22条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</u> <u>第3章 外国旅行の旅費</u> <u>(本邦通過の場合の旅費)</u> <u>第27条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。</u> <u>(鉄道賃)</u> <u>第28条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。</u> <u>(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分す</u>

改正後	改正前
	<u>る線路による旅行の場合には、次に規定する運賃</u> <u>ア 広域連合長等については、最上級の運賃</u> <u>イ 一般職員については、最上級の直近下位の級の運賃</u> <u>(2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃</u> <u>(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</u> <u>(4) 広域連合長等が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃</u> <u>(5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金</u> <u>(船賃)</u> <u>第29条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。</u> <u>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u> <u>ア 最上級の運賃を3以上に区分する船舶による旅行の場合には、広域連合長等についてはその階級内の最上級の運賃、一般職員については最上級の直近下位の級の運賃</u> <u>イ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、広域連合長等についてはその階級内の上級の運賃、一般職員については下級の運賃</u> <u>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u>

改正後	改正前
	(3) <u>広域連合長等が公務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け、特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃</u> (4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金(航空賃及び車賃)</u> <u>第30条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)による。</u> (1) <u>運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</u> <u>ア 広域連合長等については、最上級の運賃</u> <u>イ 一般職員については、最上級の直近下位の級の運賃</u> (2) <u>運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</u> <u>ア 広域連合長等については、上級の運賃</u> <u>イ 一般職員については、下級の運賃</u> (3) <u>運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</u> (4) <u>広域連合長等が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃</u> <u>2 車賃の額は、実費額による。(日当、宿泊料及び食卓料)</u> <u>第31条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。</u> <u>2 第28条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する</u>

改正後	改正前
	<u>額による。</u> <u>3 食卓料の額は、別表第2の定額による。</u> <u>4 第18条第2項及び第19条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。</u> <u>(旅行雑費)</u> <u>第32条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。</u> <u>(死亡手当)</u> <u>第33条 死亡手当の額は、別表第2の定額による。</u> <u>2 職員が第3条第2項第6号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、第26条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。</u> <u>3 第26条第2項の規定は、第3条第2項第6号の規定に該当する場合において第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。</u> <u>(旅行手当)</u> <u>第34条 第6条第13項の規定により旅行手当を支給する旅行は、別表第2の定額による旅費を支給することを適当でないと認めて広域連合長が指定する旅行とし、旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、その都度任命権者が広域連合長に協議して定める。ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。</u> <u>(同一地域内旅行の旅費)</u> <u>第35条 外国の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</u>

改正後	改正前
	(1) <u>鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第28条、第29条又は第30条第2項の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃</u> (2) <u>前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃</u> <u>2 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなし、前項第1号の規定を適用する。</u> <u>(退職者等の旅費)</u> <u>第36条 第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</u> (1) <u>退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの前職務相当の旅費</u> (2) <u>退職等を知った日の翌日から3月以内に出發して、本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費</u> <u>ア 退職等を知った日の翌日からその出發の前日までの退職等を知った日にいた地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。</u> <u>イ 出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</u> <u>2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その退職等を知った日にいた</u>

改正後	改正前
第3章 雑則 <u>(退職者等の旅費)</u> <u>第20条 第3条第2項第1号又は第5号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u> <u>2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u> <u>3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u> <u>(帰住者の旅費)</u> <u>第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した居住地から帰住地までの前職務相当の旅費とする。ただし、旧在勤地から当該職員が旧在勤地に赴任する前の在勤地までの前職務相当の旅費の額を超えることができない。</u> <u>2 前項の場合において、退職となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する</u>	<u>地が本邦である場合において同号の規定により支給する旅費は、前項の規定にかかわらず、第24条第1号の規定に準じて計算した旅費とする。</u> <u>3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第2号に規定する期間を延長することができる。</u> <u>(外国在勤の職員等の旅費)</u> <u>第37条 外国在勤の職員(赴任のために外国旅行をする職員を含む。)又はその遺族には、この条例の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に定める国家公務員等の例に準じ任命権者が広域連合長と協議して定める旅費を支給する。</u> 第4章 雑則

改正後	改正前
<u>旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u> <u>(遺族の旅費)</u> <u>第22条 第3条第2項第3号又は第4号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u> <u>(証人等の旅費)</u> <u>第23条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が広域連合長に協議して定めるものとする。</u> <u>(外国在勤の職員等の旅費)</u> <u>第24条 外国在勤の職員(赴任のために外国旅行をする職員を含む。)又はその遺族には、この条例の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に定める国家公務員等の例に準じて任命権者が広域連合長に協議して定める旅費を支給する。</u> <u>(旅費の支給額の上限)</u> <u>第25条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(第12条第1号イに掲げる費用を除く。)(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号並びに第12条第1号ア、ウ及びエに掲げる各費用並びに同条第2号に規定する費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u> <u>2 宿泊費、包括宿泊費、旅行雑費、転居費及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u>	

改正後	改正前
(旅費の調整) <u>第26条</u> 任命権者は、旅行者が<u>広域連合以外</u>の者から旅費の支給を受ける場合その他_____旅行における特別の事情により又は_____旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。 2 (略) (旅費の特例) <u>第27条</u> 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条若しくは船員法第48条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。 <u>2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。</u> (旅費の返納) <u>第28条</u> 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。	(旅費の調整) <u>第38条</u> 任命権者は、旅行者が<u>公用の交通機関、宿泊施設等</u>を利用して旅行した場合その他<u>当該旅行</u>における特別の事情により又は<u>当該旅行</u>の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。 2 (略) (旅費の特例) <u>第39条</u> 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条_____の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条_____の規定による旅費又は_____費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

改正後	改正前																																																																																																											
(委任) 第29条 (略)	(委任) 第40条 (略) 別表第1 (第18条、第19条、第21条関係) 1 宿泊料及び食卓料 <table><tr><th>区分</th><th>宿泊料(1夜につき)</th><th>食卓料(1夜につき)</th></tr><tr><td>広域連合長等</td><td>16,500円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>一般職員</td><td>12,000円</td><td>2,600円</td></tr></table> 2 移転料 <table><tr><th rowspan="5">区分</th><th>路程50キロ未満</th><th>路程50キロ以上100キロ未満</th><th>路程100キロ以上300キロ未満</th><th>路程300キロ以上500キロ未満</th><th>路程500キロ以上1,000キロ未満</th><th>路程1,000キロ以上1,500キロ未満</th><th>路程1,500キロ以上2,000キロ未満</th><th>路程2,000キロ以上</th></tr><tr><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td></tr><tr><td>未満</td><td>以上100メートル</td><td>以上300メートル</td><td>以上500メートル</td><td>以上1,000メートル</td><td>以上1,500メートル</td><td>以上2,000メートル</td><td>以上</td></tr><tr><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td></tr><tr><td>未満</td><td>未満</td><td>未満</td><td>未満</td><td>未満</td><td>未満</td><td>未満</td><td>未満</td></tr><tr><td>広域連合長等</td><td>190,000円</td><td>214,000円</td><td>255,000円</td><td>306,000円</td><td>393,000円</td><td>412,000円</td><td>438,000円</td><td>502,000円</td></tr><tr><td>一般職員</td><td>153,000円</td><td>171,000円</td><td>205,000円</td><td>247,000円</td><td>319,000円</td><td>333,000円</td><td>355,000円</td><td>408,000円</td></tr></table> 別表第2 (第31条、第33条、第34条関係) 1 日当、宿泊料及び食卓料 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">日当(1日につき)</th><th colspan="3">宿泊料(1夜につき)</th><th colspan="3">食卓料(1夜につき)</th></tr><tr><th>指定都市</th><th>甲地方</th><th>乙地方</th><th>指定都市</th><th>甲地方</th><th>乙地方</th><th>指定都市</th><th>甲地方</th><th>乙地方</th></tr><tr><td>広域連合長等</td><td>10,580円</td><td>7,700円</td><td>6,300円</td><td>32,226円</td><td>26,821円</td><td>21,519円</td><td>38,600円</td><td>38,600円</td><td>38,600円</td></tr><tr><td>一般職員</td><td>6,705円</td><td>5,700円</td><td>4,600円</td><td>20,917円</td><td>17,514円</td><td>14,012円</td><td>66,300円</td><td>66,300円</td><td>66,300円</td></tr></table> 備考 (1) 外国旅行に係る指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方の定義及び範囲は、 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第2の1の備考2及び国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)第1	区分	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)	広域連合長等	16,500円	4,000円	一般職員	12,000円	2,600円	区分	路程50キロ未満	路程50キロ以上100キロ未満	路程100キロ以上300キロ未満	路程300キロ以上500キロ未満	路程500キロ以上1,000キロ未満	路程1,000キロ以上1,500キロ未満	路程1,500キロ以上2,000キロ未満	路程2,000キロ以上	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	未満	以上100メートル	以上300メートル	以上500メートル	以上1,000メートル	以上1,500メートル	以上2,000メートル	以上	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	広域連合長等	190,000円	214,000円	255,000円	306,000円	393,000円	412,000円	438,000円	502,000円	一般職員	153,000円	171,000円	205,000円	247,000円	319,000円	333,000円	355,000円	408,000円	区分	日当(1日につき)			宿泊料(1夜につき)			食卓料(1夜につき)			指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方	広域連合長等	10,580円	7,700円	6,300円	32,226円	26,821円	21,519円	38,600円	38,600円	38,600円	一般職員	6,705円	5,700円	4,600円	20,917円	17,514円	14,012円	66,300円	66,300円	66,300円
区分	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)																																																																																																										
広域連合長等	16,500円	4,000円																																																																																																										
一般職員	12,000円	2,600円																																																																																																										
区分	路程50キロ未満	路程50キロ以上100キロ未満	路程100キロ以上300キロ未満	路程300キロ以上500キロ未満	路程500キロ以上1,000キロ未満	路程1,000キロ以上1,500キロ未満	路程1,500キロ以上2,000キロ未満	路程2,000キロ以上																																																																																																				
	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル																																																																																																				
	未満	以上100メートル	以上300メートル	以上500メートル	以上1,000メートル	以上1,500メートル	以上2,000メートル	以上																																																																																																				
	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル																																																																																																				
	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満																																																																																																				
広域連合長等	190,000円	214,000円	255,000円	306,000円	393,000円	412,000円	438,000円	502,000円																																																																																																				
一般職員	153,000円	171,000円	205,000円	247,000円	319,000円	333,000円	355,000円	408,000円																																																																																																				
区分	日当(1日につき)			宿泊料(1夜につき)			食卓料(1夜につき)																																																																																																					
	指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方																																																																																																			
広域連合長等	10,580円	7,700円	6,300円	32,226円	26,821円	21,519円	38,600円	38,600円	38,600円																																																																																																			
一般職員	6,705円	5,700円	4,600円	20,917円	17,514円	14,012円	66,300円	66,300円	66,300円																																																																																																			

改正後	改正前						
	<u>6条から第19条までの規定を準用する。</u> <u>(2) 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)</u>の場合における日当の額は、<u>丙地方につき定める定額とする。</u> 2 死亡手当 <table> <tr> <th>区分</th><th>手当の額</th></tr> <tr> <td>広域連合長等</td><td>800,000円</td></tr> <tr> <td>一般職員</td><td>550,000円</td></tr> </table>	区分	手当の額	広域連合長等	800,000円	一般職員	550,000円
区分	手当の額						
広域連合長等	800,000円						
一般職員	550,000円						

